

生態系に被害を及ぼすおそれのある宿根草

職藝学院

教授 渡邊 美保子

ガーデニングに利用される宿根草の原産地を調べてみると、外国産の原種が数多く流通しているのがわかります。もともとその地域にいなかったのに、人間の活動により他の地域から入ってきた生物を外来種といいます。環境省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を見ると、私たちにもなじみのある庭園植物がかなり含まれているのに驚きます。「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき栽培することを禁止されている植物もあります。たとえば、5月になると河原や道路沿いを黄色に染める北アメリカ原産のキク科のオオキンケイギクは、野外に定着して問題になるため「特定外来生物」に指定され、栽培すると罰金が科せられる宿根草です(写真1・写真3)。



写真1 オオキンケイギクの花(細い葉はチガヤ)。富山市福沢の黒川沿いの堤防にて。6月初旬。高さは30cmから70cm。開花期は5月～7月。かつて観賞用として導入されたが、その旺盛な繁殖力で在来種の生育場所を奪ってしまい、生態系に悪影響を及ぼすことから全国各地で駆除活動が行われている。

人が観賞目的で庭園に取り入れた宿根草の中には、こぼれダネで繁殖するものや、地下茎が伸びて広範囲に移動してゆくものがあります。これらの性質は、宿根草ガーデニングを楽しむ上では、雑草侵入を抑えたり、植え替えの頻度を少なくするなど手間暇のかからない良い点と捉えられていました。しかし、近年、地球規模で様々な動植物が簡単に移動できるようになると、繁殖の旺盛な種類は生態系に

何らかの悪影響を及ぼす可能性があることがわかってきました。

「外来種リスト」に掲載されている種は、「特定外来生物」のような栽培の規制はありませんが、日本の生態系等に被害を及ぼすおそれがあるとして、注意が呼びかけられています。たとえば、指定されている種のひとつのゲンペイコギクは、石垣の隙間や川沿いに侵入して広がってゆくので注意が必要です(写真2・写真4)。

ガーデニングで利用する宿根草は、原産地においては、草原や河原などに自生している強健な種類であることが少なくありません。人の手によって運ばれてきた外来種が日本の環境に適応し、庭園から逃げ出してしまう可能性があります。庭園が日本の生態系につながっていることを意識して、花壇づくりを行う時期に来ているかもしれません。



写真2 ゲンペイコギク。キク科、中央アメリカ原産。開花時の高さは40cm程度。開花期は5月から10月。咲き初めは白花で咲き終わる頃に赤く染まる。開花期間が長く常緑であることから花壇の手前に植栽される定番の宿根草。



写真3 オオキンケイギク。富山市福沢の黒川沿いの堤防。6月初旬。



写真4 ゲンペイコギクの種子。5月下旬から10月にかけて風で散布される。